

(様式 F)

平成30年5月

関係団体各位

鹿児島市環境局資源循環部廃棄物指導課長

(公印省略)

産業廃棄物処理計画書及び管理票交付等状況報告書の提出について (お願い)

かねてより、本市の産業廃棄物行政の推進につきましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記「産業廃棄物処理計画書」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第12条第9項 (特別管理産業廃棄物にあつては、同法第12条の2第10項) の規定により市長へ提出することが義務付けられているもので、排出する産業廃棄物の減量や処理に関する計画を作成し提出するものです。当該処理計画書については、法に基づき、市役所ホームページで公表することとなります。

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は同法第12条の3第7項により、市長へ報告することが義務付けられているもので、前年度 (平成29年度) 中に産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付した方が交付した事業場ごとに報告書を作成し提出するものです。(電子マニフェスト利用分を除く)

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮には存じますが、貴会員の皆様方へ周知方をお願い申し上げます。

記

1. 対象となる事業者

(1) 産業廃棄物処理計画書

前年度 (平成29年度) 中に鹿児島市内において、産業廃棄物が 1,000t 以上 (特別管理産業廃棄物にあつては、50t 以上) 発生した事業場を設置している事業者

(2) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書

前年度 (平成29年度) 中に鹿児島市内において、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生じた事業者 (中間処理業者を含む。) で、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付した者

2. 提出様式

別添のとおり

3. 提出期限

平成30年6月30日 (期日厳守にてお願いいたします)

4. 提出及び問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号
鹿児島市 廃棄物指導課 (みなと大通り別館 4 階)
TEL : 099-216-1289 FAX : 099-216-1292
メールアドレス : sanpai-hou@city.kagoshima.lg.jp

5. その他

廃棄物の適正処理に関する参考資料を数点同封しています。会員への周知等にお役立てくだされば幸いです。